



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.113
8月号

栃木県・宇都宮市から意見・要望事項の回答がありました

当協会では、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るため、協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について、栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行っております。しかし、今年度は新型コロナウイルスの変異株が急激に拡大している現状を鑑みて、意見交換会は延期になりました。開催時期が未定のため、事前に頂いた意見・要望事項の回答についてお知らせいたします。

*当協会からの意見・要望事項

1. コロナワクチン接種について

先日、企業による職域接種アンケートが実施されましたが、産業廃棄物処理業者の規模は小さく、ほとんどが中小企業であります。従いまして、産業医を抱える事業者はほとんどなく、自前で医療従事者を確保するなど職域接種は難しいため、協会として職域接種ができないか検討しているところです。何をどうそろえれば職域接種ができるのか御教示願います。

(栃木県) 当課では、職域接種の申請に向け、貴協会事務局と作業に着手しておりました。しかし、国が職域接種の申請の実質中止を決めたことから、職域接種の制度を活用したワクチン接種の見通しが不透明になりました。県では、7月4日から県のとちぎワクチン接種センター(とちぎ健康の森)におけるワクチンの接種対象者を、64歳以下の「県内在住の接種券をお持ちの方」に拡大しました。これを活用することが最速のワクチン接種に繋がると考え、貴協会事務局から、会員各位に当該情報を御案内いただいた状況です。この後7月21日に、要望いただいた3団体を災害対応関係優先接種対象者とする事になり、貴協会会員が、8月にとちぎワクチン接種センターで1回目の接種が受けられるよう調整を行っているところです。今後とも、貴協会事務局をとおして新型コロナウイルス感染症対策及びワクチン接種に関する情報共有を図ってまいります。

(宇都宮市) ワクチンの職域接種につきましては、国が新規申込の受付を一旦休止するなど、先行きが見通せない状況にありますことから、事業者の皆様が、より早期にワクチンを接種していただくためには、栃木県や各市町が実施する集団接種や個別接種を御利用いただきたいと考えております。なお、貴協会におかれましては、会員の皆様に対し、従業員等がワクチンを接種しやすいよう配慮することについて、周知いただければ幸いです。

2. 産業廃棄物処理施設の設置について

栃木県指導要綱では、産業廃棄物処理施設を設置する場合、工業専用地域等であれば地元自治会との環境保全協定を免除しており、工業専用地域(工業団地)へ立地を誘導しているが、県内の工業専用地域(工業団地)では、産業廃棄物処理施設を受け入れてくれる工業団地はありません。何とか、施設が立地できるよう造成主体に働きかけるか、工業専用地域でなくてもリサイクル施設の場合は、地元自治会の協定を免除するなど指導要綱を見直してほしい。

(栃木県) 産業廃棄物処理施設を設置するためには、市町や周辺住民を含めた県民の理解促進を図ることが重要と考えております。県では、市町の企業立地担当職員等を対象とした廃棄物処理施設の見学会を開催するとともに、県民の理解促進を図るため、貴協会の協力を得ながら、ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業や、YouTubeで廃棄物処理施設を紹介する「廃棄物処理施設探検隊」等の普及啓発活動を実施しております。また、工業団地内に施設を立地する場合や、一部のリサイクル施設については、環境保全協定の締結を不要にしてきたところです。今

～協会ニュース～

後とも、あらゆる機会を捉え、廃棄物処理施設の現状や安全性、必要性、地域経済への波及効果等について説明することで、地元市町等への理解促進を図ってまいります。

(宇都宮市) 本市では、工業専用地域内での産業廃棄物の処理施設設置に対し、住宅地と近接する場合などを除き、指導要綱で、環境保全協定の免除など、事前協議の手続を一部省略できる規定を設けており、施設の立地促進を図っているところでもあります。今後とも、産業廃棄物の広域処理の考え方を踏まえながら、現在の指導要綱に基づき、事業者と地域や関係機関との調整に協力しつつ、廃棄物の適正処理を推進してまいります。

3. 最終処分場の設置について

とちぎの廃棄物によりますと安定型最終処分場の残余容量は、減少の一途をたどり、平成 19 年度には 285 万 m^3 だったものが、平成 30 年度には 126 万 m^3 と半分以下になってしまいました。そこで、県内の安定型処分場の残余容量を安定的に確保するには、平成 27 年 4 月に既存処分場の拡張を認めたような 1 km の規制の見直しが必須と考えます。地元自治会との協定を義務付けているので、1 km 規制を撤廃しても良いのではないかと。

(栃木県) 県としては、将来にわたり、安定的な廃棄物処理体制の確保を図ることを基本としつつ、施設の設置にあたっては、市町や地元住民との合意形成が重要であると考えております。1 km 規制については、最終処分場が一極集中することのないよう規定しているものであり、また地元自治会との協定については、地域住民と事業者の意思疎通と相互理解を促進する上で、重要な規定と考えております。

(宇都宮市) 本市では、一定の地域に最終処分場が集中しないよう、指導要綱に立地規制の条項を設けております。今後も、適正な廃棄物処理施設の設置を推進してまいります。

4. 事務手続きの迅速化について

産業廃棄物の処理品目を追加する場合や産業廃棄物処理施設を設置、更新等を実施する際に、事前に要綱に基づき協議を実施しているが、協議終了までに時間がかかり要する場合があります。書類を提出してしばらく何も指示がなく、どの程度時間を要するのか確認しても具体的な説明がありません。行政指導である要綱に基づく手続きについても、行政手続法に倣いある程度の処理期間を明示していただけないでしょうか。また、産業廃棄物収集運搬、処分業許可の更新申請については、県は 4 か月前に受付が可能ですありますが、市も県と同じように 4 か月前に受付していただけないかと要望いたします。

(栃木県) 栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づく事前協議における手続きについては、法令に基づく処分とは異なること等から、標準処理期間を定めることは困難であります。担当職員の研修や関係部局等との情報共有等を行うことにより、円滑な手続きの実施に努めてまいります。

(宇都宮市) 事前協議につきましては、協議する内容が、小規模な工事である場合から大規模な施設の建設に至るまで、様々なケースがあり、審査する内容が大きく異なることから、標準処理期間を明示することは、困難であると考えております。しかしながら、事前協議に要する期間を明示することは、必要であると認識しておりますことから、協議を進めていく中で、協議案件ごとに個別に説明してまいります。また、産業廃棄物処理業の更新許可申請の受付につきましては、標準処理期間を 60 日としておりますことから、受付開始を 2 か月前としております。

5. 欠格要件の緩和について

役員は道路交通法違反で許可が取り消しになるなど、廃棄物処理業務に関連しない事案によっても欠格要件に該当します。大変厳しい制度であるため、緩和処理を求めます。

(栃木県) 産業廃棄物処理業の許可に係る欠格要件については、その導入以後、国において検討が加えられ、平成 22(2010)年の法改正により連鎖の在り方の見直しが行われています。また、業務とは関係のない法律違反によって、法人役員が廃棄物処理法の欠格要件に該当するに至った場合に、当該法人も一律に欠格要件に該当するのは厳しすぎるのではないかと指摘に関しては、平成 29(2017)年に中央環境審議会から環境大臣へ提出された「廃棄物処理制度の見直

～協会ニュース～

しの方向性（意見具申）」を受け、国において欠格要件の在り方に関する検討が行われていると聞いています。県としても、欠格要件に係る今後の国の検討や法改正の動向を注視してまいります。

（宇都宮市）産業廃棄物処理業の許可事務につきましては、法定受託事務でありますことから、今後とも、法令に基づき適正に審査してまいります。なお、欠格要件に関する国の検討や法改正の動向につきましては、引き続き、注視してまいります。

6. 不法投棄の連絡後の対応の遅れ等について

不法投棄を発見した場合、協会を通して県に通報しておりますが、なかなか対応されません。県に問い合わせをすると、いつも「今やっています」と合言葉のような回答です。逃げ得な現状であるため、対応の見直しをお願いしたい。

（栃木県）貴協会においては、日頃から「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき不法投棄に関する情報を提供いただき、御礼を申し上げます。提供いただきました情報については、速やかに関係機関と共有し、対応させていただいておりますが、警察の捜査活動の支障となること等から、個別の対応状況については回答できない点に御理解くださるようお願いいたします。また、不法投棄対策は「早期発見」「早期対応」が効果的であり、また、解決のためには詳細な情報が不可欠であることから、引き続き情報を御提供くださいますようお願いいたします。

（宇都宮市）対象外

7. SDG s 対応について

SDG s に関し産業廃棄物を処理する中で、どのような行動などが 17 の国際目標の達成に寄与するのか具体的に御教示願います。また、SDG s に係るセミナー等の開催をお願いしたい。

（栃木県）本年 3 月に策定した栃木県資源循環推進計画において、テーマごとに SDG s の目標を併記しております。SDG s では、17 の目標と、各目標の達成のために具体的にどのような行動を求めているかを整理した 169 のターゲットが設定されています。廃棄物処理に係るターゲットで主なものは、

- 6.3 有害物質の放出の最小化
- 7.2 再生可能エネルギーの割合拡大
- 7.3 エネルギー効率の改善
- 9.4 資源利用効率の向上やクリーン技術及び環境に配慮した技術等の導入
- 11.6 廃棄物を管理し、環境への悪影響を減らす
- 12.2 廃棄物の発生を減らす
- 13.1 気候関連災害に対する適用強化
- 17.17 パートナリーシップを推進する

等があります。また、各会社の事業形態によっては、他にも寄与できるターゲットがあると考えます。なお、SDG s のセミナー等については、様々な団体が開催しておりますので、これらの開催状況について適宜情報を提供していくとともに、講習会等の実施についても検討してまいります。

（宇都宮市）SDG s は、全ての人々が、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際的な指標であり、目標の達成に寄与する行動を自ら考え実践していくことが、重要であると考えております。このようなことから、産業廃棄物の処理業務に限らず、それぞれの企業が行う様々な事業などを踏まえながら、総合的な見地でどのような行動を実践することが必要であるか、検討していただくものであると考えます。なお、SDG s に関するセミナー等につきましては、本市の環境政策課が、10 名以上の団体を対象といたしまして、出前講座を行っておりますので、詳しくは、環境政策課にお問い合わせください。

8. 行政関連施設による入札の改善について

行政関連施設（公共施設含む）から廃棄物処理の入札・見積を時々受けることがあるが、ほぼ全ての案件で金額が一番安い業者を選定している現状を無くしていただきたい。業者側も様々な取り組みや認証を取得し、安心して廃棄物の処理を任せてもらえるよう努力をしております。

ますが、選定基準でそれらは考慮されず、ただ安価な業者が選定されます。行政側の適切な業者の選定とは、一体何なのか懐疑的に思えます。入札の最優先事項を最低落札価格ではなく、業者側の取組姿勢や有識者の意見を反映させた形で業者選定の模範となるように、改善をお願いしたい。

(栃木県) 御指摘のとおり、入札制度等を用いて契約の相手方を選定する際、価格以外の価値をどのように評価するかについて、様々な御意見があると思います。県の締結する契約は、公益を目的としていることから、地方自治法等に基づき一定の制約が課せられております。今後も適正な契約事務に努めてまいります。

(宇都宮市) 本市におきましては、委託業務の種類、性質等に応じ、契約先の相手方の決定方法として、一般競争入札や指名競争入札のほか、行政計画の策定など価格以外の選定要素もあるプロポーザル方式などにより、委託先を決定しているところであります。今後とも、適切な業務委託の実施を推進してまいります。

9. 県内で処理できない廃棄物について

微量 PCB や廃石綿、乾電池などについては県内に処理施設がありません。他県では微量 PCB については、焼却施設で処理を、廃石綿や乾電池については、電気炉で処理している事例もあるようです。県内には焼却施設も電気炉もあり、県内でも施設的には処理が可能であると思われるので、県や市から処理業者に働き掛け、許可を取得するための施設の改造費、分析費、助言などの支援をお願いします。

(栃木県) 低濃度 PCB や廃石綿を処理できる中間処理施設は、すでに近県に複数箇所存在し、一般家庭等から排出される乾電池についてもすでに処理ルートが確立されているため、現時点でこれらの廃棄物が県内において停滞する状況ではないと考えております。また、PCB を含有する製品については、生産が既に中止されていることから、今後処理すべき量は減少することが予想されております。これらの廃棄物の処理動向を引き続き注視するとともに、必要に応じて関係者に情報を提供してまいります。

(宇都宮市) 市内には、低濃度 PCB や廃石綿、乾電池の処理施設はありませんが、産業廃棄物は、広域で処理するものであり、必ずしも市内に処理施設を設置するものではないと考えております。なお、市内の処理業者から、上記のような処理施設を整備したい旨の御相談があれば、廃棄物処理法及び指導要綱に基づき、助言等を行ってまいります。

10. 廃棄物処理施設等の更新及び交換にかかる手続きについて

このことについて、令和 3 年 4 月 5 日付、環循適発第 2104051 号、環循規発第 2104051 号により通知が発出されましたが、この通知の解釈をわかりやすく説明して欲しい。例えば、同一形式の破砕機(2 軸破砕機)の更新で、メーカーが同じであるがモデルが最新のものである場合は、出力が 5%以上増えなければいいのか、メーカーが異なる場合はどうか、破砕形式が変わる場合はどうか、また、焼却施設を入れ替える場合については、どう整理されるのか、送風機を入れ替える場合、バグフィルターを更新する場合、炉内のタイルを張り替える場合など手続きは必要なのかなどポイントを解説してください。指導要綱の手続きと合わせてお願いします。

(栃木県) 廃棄物処理法に基づき設置許可を受けた廃棄物処理施設について、従前は、同法施行規則第 5 条の 2 第 3 号又は第 12 条の 8 第 3 号に掲げる設備を入れ替える場合には変更許可を受ける必要がありましたが、環境省から令和 3 年 4 月 5 日に発出された「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続きについて(通知)」において、設置許可に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可までもが廃止されたとは解されないこととされ、設置許可と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、改めて設置許可等を受ける必要はないものとされたものです。なお、当該通知の発出に伴う栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づく事前協議については、変更はありません。

(宇都宮市) 基本的な考え方といたしましては、同一メーカー、かつ同一型式の施設の更新や設備・部品による交換について、手続を省略できるというものであり、それ以外については、従来どおりの対応になります。なお、具体的なケースにつきましては、個別に御相談ください。

各委員会の事業推進について意見交換が行われました

7月27日(火)、宇都宮市の栃木県立美術館普及分館において当協会の各委員会が開催され、今年度の各種事業について活発な意見交換が行われました。

○研修委員会、普及啓発・情報委員会合同委員会

【協議事項】

1. 令和3年度 研修事業

新型コロナウイルス感染状況を注視するとともに感染防止対策を徹底して、各種事業を行っていくこととなりました。

2. 排出事業者（団体）との意見交換会

新型コロナウイルス感染状況を踏まえ喫緊した課題がないため、今年度は開催しないこととなりました。ただし、他団体から要請があれば検討してまいります。

【報告事項】

各種事業の概要等について報告しました。

1. 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進
2. 行政との意見交換会
3. 共催講習会事業

【その他】

各種事業の概要等について説明しました。

1. 会員名簿の作成及び災害廃棄物処理応援体制
2. 廃棄物処理アドバイザー事業
3. 許可申請等に関する講習会
4. 令和3年度産業廃棄物処理検定
5. 関東地域協議会 建設廃棄物処理・処分価格実態調査

○適正処理・調査研究委員会、相談指導委員会合同委員会

【協議事項】

1. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修

新型コロナウイルスの変異株が急激に拡大している現状を鑑み、昨年度と同様に中止することとなりました。

2. 反社会的勢力排除のための研修会

例年通り、最近の反社会的勢力の動向や企業への暴力の実態や対策等の内容で調整することとなりました。

3. 組織強化の推進

現在、行っている加入勧奨を継続的に実施し、新規会員の加入促進に努めていくこととなりました。

【報告事項】

各種事業の概要等について報告しました。

1. 会員名簿の作成及び災害廃棄物処理応援体制
2. 廃棄物処理アドバイザー事業
3. 不法投棄・不適正処理防止対策
4. 電子マニフェスト操作体験セミナー及び導入説明会
5. 関東地域協議会 建設廃棄物処理・処分価格実態調査

【その他】

各種事業の概要等について説明しました。

1. 許可申請等に関する講習会
2. 令和3年度産業廃棄物処理検定

～会社訪問～

《会社訪問》

今回は、安永理事の(株)ダイセキ 関東事業所と高橋理事の(株)ワタル商事を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社ダイセキ 関東事業所 事業所長 安永 辰弥

住 所：栃木県佐野市西浦町 570-1 TEL 0283-24-8006 FAX 0283-22-7408

開 設：1990 年（平成 2 年）、従業員 129 名（2021 年 7 月 1 日現在）

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物収集運搬業

- ・栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、茨城県、福島県、秋田県、宮城県、山形県、岩手県

○特別管理産業廃棄物収集運搬業

- ・栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、茨城県、福島県、秋田県、宮城県、山形県、岩手県

○産業廃棄物処分業

- ・栃木県 中間処理業

○特別管理産業廃棄物処分業

- ・栃木県 中間処理業

《主な認定・認証取得》

- ・優良産廃処理業者認定 栃木県取得
- ・ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得



3 施設概要

関東事業所は、千葉事業所と連携して、関東地区全域をカバーし、廃酸・廃アルカリ・廃油・汚泥の 100%を意識したリサイクルにより、お客様のゼロエミッション推進に貢献しています。2006 年 10 月には関東事業所第三工場が完成しました。これにより処理能力は従来の約 3 倍、ダイセキ最大である名古屋事業所に次ぐ 2 番目の処理能力を誇る工場となりました。



4 会社からひと言

当社は、まだ「リサイクル」という言葉が一般化していなかった 1958 年（昭和 33 年）に設立し、潤滑油の製造と廃油の再生事業に着手しました。そして 1972 年（昭和 47 年）に産業廃棄物処理業の許可を受けて以来、一貫して環境問題の解決に取り組んできました。

ダイセキは〈発想〉〈構想〉〈構造〉〈実行〉をキーワードに、環境の汚染を防ぐだけでなく、地球規模の発想と高度な技術力によって、よりクリーンな環境を創りだすとともに、資源リサイクルのあらゆる可能性にチャレンジします。「限られた資源を活かして使う」をテーマに掲げて、循環型社会の構築を推進していくことで、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

～会社訪問～

1 会社概要

会社名：株式会社ワタル商事 代表取締役 高橋 昇

住 所：栃木県宇都宮市下栗町 697-19 TEL 028-656-3829 FAX 028-656-3879

創 業：昭和 49 年、従業員 32 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物収集運搬業：栃木県 許可番号 0090002059

- ・汚泥、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

○特別管理産業廃棄物収集運搬業：栃木県 許可番号 00950024059

- ・廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥

《一般廃棄物処理業》

○一般廃棄物収集運搬業：宇都宮市 許可番号 第 30 号

- ・他の事業系一般廃棄物許可（鹿沼市、真岡市、那須烏山市、那珂川町、芳賀町）

《主な認定・認証取得》

- ・ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得

3 施設概要

昭和 49 年に、ダンボールの回収業務を開始、昭和 50 年に、宇都宮市の許可を得て一般廃棄物収集運搬業を開始。昭和 56 年栃木県知事の許可を得て、産業廃棄物収集運搬業を開始。現在では、一般廃棄物や産業廃棄物の収集運搬のほか、行政より委託された家庭ごみの収集運搬業務を行っております。



4 会社からひと言

弊社では、企業理念に『お客様第一主義』『環境を大切に』『仕事に感謝』を掲げ、企業の発展成長の為改善を繰り返してまいりました。お客様への 3 つの約束として『迅速な対応』『安全安心な心配り』『クリーンネス』を掲げ常にお客様の立場に立った経営を心がけています。

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしてゆきたいと思います。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は車両表示についての問題でしたね。皆さん、日ごろ見慣れていますから、簡単でしたか？
それでは問題の復習から。

宿題Q、次の産業廃棄物収集運搬車両の表示義務について、法令で規定されていないものはどれか。

- (1) 表示は車両の両側面に行わなければならない
- (2) 許可業者の表示は自己運搬を行う表示に許可番号を加えなければならない
- (3) 産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示である
- (4) 産業廃棄物について環境大臣広域処理認定を受けている収集運搬車両の場合の表示は、自己運搬を行う表示に認定番号を表示しなければならない
- (5) 表示は文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は白色で表示しなければならない

【解説】

省令第7条の2の2第3項に「識別しやすい色の文字で表示するもの」とあり、特に色の指定はない。しかしながら、一般的な識別しやすい色の文字としては白地に黒文字が使われることが多い。なお、船舶については省令第1条の3の2に「鮮明に表示すること」とあるが、様式第1号に「文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色」との規定がある。

正解 (5)

どうでしたか？皆さん正解しましたか？ちなみに、なんですが、一般廃棄物については、船舶には表示義務があるんですが、運搬車両には、廃棄物処理法上、表示義務は規定されていないんです。面白いでしょ(^o^)

では、車両表示について、ちょっとマニアックな問題を。

Q、産業廃棄物を運搬する場合において、運搬車両である旨の表示が不要な場合として正しいものは次の(1)～(5)のどれか。

- (1) 自社が工作物を解体して排出した産業廃棄物を自社で運搬する場合
- (2) 感染性産業廃棄物を運搬する場合
- (3) 中間処理後の産業廃棄物を運搬する場合
- (4) 産業廃棄物である使用済自動車を運搬する場合
- (5) 委託契約書の写し及びマニフェストを携行して運搬する場合

【解説】

産業廃棄物を運搬する場合は、自社運搬であっても処理業者が運搬する場合であっても処理基準が適用され、運搬車両である旨の表示をしなければならない。ただし、家電リサイクル法に基づき特定家庭用機器産業廃棄物を運搬する場合及び自動車リサイクル法に基づき使用済自動車産業廃棄物を運搬する場合、本規定は適用されない。(平成16年10月27日環境省令第24号附則

～廃棄物処理問題～

第3条)

正解(4)

まあ、「不要」と決められていたからと言って、表示したとしても法令違反というわけではありませんから、現実的には知らなくてもいいレベルのことかもしれませんね。
では、もう少し役に立つ基準から。

Q、次のうち、安定型最終処分場に埋め立てられないものはどれか。

- (1) ガラスくず
- (2) 廃プラスチック類
- (3) 石綿溶融物
- (4) がれき類
- (5) 鉛管

【解説】

安定型最終処分場に埋立可能なものとして、いわゆる「安定型5品目」と石綿溶融物が規定されている。しかし、次の物は過去において、有機性汚水や有害金属が溶出、浸出した実例があったことから、「種類、区分としては安定型5品目であるが、安定型最終処分場には埋め立ててはいけない」とされている。カッコ内は法令上の種類。

- ・石膏ボード、廃ブラウン管の側面部……(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
- ・鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板……(金属くず)
- ・廃プリント配線板……(廃プラスチック類、金属くず)
- ・廃容器包装〔有害物質や有機性の物質が混入・付着しているもの〕……(廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず)

正解(5)

皆さんご存じだとは思いますが、ちょっと基礎知識の復習。

最終処分場は法律では3種類が規定されています。有害物をそのまま埋められる「遮断型」。腐敗物や汚水が発生する産廃を埋められるよう、遮水シートや汚水浄化施設が敷設されている「管理型」。そして構造的には素堀の穴である(もちろん堰堤等は土木工学的に安全に作られています)「安定型」の3種類です。

安定型には遮水シートはありませんので、汚水が発生するような物、腐敗するような物が入ってしまうと地下水汚染に繋がってしまいます。そこで、安定型には「性状的に安定している物しか埋めてはならない」と規定している訳です。「性状的に安定している物」として、産廃20種類の中で、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、ゴムくずの5品目だけは安定型最終処分場に埋めてよいと決めているんですね。

ところが、種類としてはこの5品目に該当するのに、「安定型最終処分場に埋めてはいけない」と規定されている「物」があるんです。それが、前述の「鉛」、廃プリント配線板、廃容器包装、石膏ボード、廃ブラウン管の側面部なんです。では、類似問題から今回の宿題です。



宿題Q

次のうち、安定型最終処分場に埋立処分できないものはどれか。

- (1) 石膏ボード
- (2) 破碎されたがれき類
- (3) 石綿含有廃棄物の溶融処理生成物
- (4) レンガくず
- (5) 破碎された廃タイヤ

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

—— コラム ——

○経済産業省：繊維産業のサステナビリティに関する検討会報告書

2021年7月、経済産業省製造産業局生活製品課は、繊維産業の持続的発展に関する課題と解決に向けた示唆を取り纏めた報告書を公表しました。

衣料品を中心とする繊維産業は、環境問題、労働問題そして過剰在庫による経営不振などの課題を抱えています。ファストファッションやネット通販の普及、メルカリなどの中古市場の出現、コロナ禍の影響などにより業界の変化は加速しています。経済産業省は、繊維業界の環境配慮、責任あるサプライチェーン管理、ジェンダー平等、供給構造、デジタル化促進などの今後の取り組みに関し、事業者及び有識者の意見を集約しました。ESG投資の普及により、産業界の変革が求められています。繊維業界だけではなく、すべての産業に共通する課題だと思います。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/textile_industry/20210712_report.html

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/textile_industry/pdf/20210712_2.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年7月20日掲載)

○循環型社会における自主的取り組みと廃棄物処理

事業者は循環型社会に対応するため、返品、リコール品、店頭回収、下取等の多様な取り組みをしています。しかし、廃棄物処理法は規制が主体であり、自主的取り組みの推進に関するガイドラインはありません。

多様な自主的取り組みを進めるための法解釈とリスク管理について、産業環境管理協会が発行する月刊誌「環境管理」2021年6月号に記事を執筆しました。

環境管理 2021年6月号 佐藤泉

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年7月12日掲載)

○再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース

現在内閣府において、再生可能エネルギーの促進のために、各省庁がどのような対応が必要かを検討するタスクフォースが開かれています。

未利用資源を活用し、低炭素化社会を実現するためには、従来の規制や慣行の再点検が必要です。このタスクフォースでは、多様な意見に対する環境省、国交省、農水省等の対応の方向性が示されています。

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/e_index.html

このなかで、7月2日の環境省提出資料では、一廃と産廃の混合収集・混合処理の促進、廃棄物を使った試験研究の促進、地下工作物の残置、廃棄物該当性判断基準事例集の更新等の対応予定が記載されています。

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20210702/210702energy11.pdf>

私の意見もこのタスクフォースに提出しました。

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20210621/210621energy01.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年7月5日掲載)

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 植木鉢の土は、廃棄物？
2 住んでいたアパートが火事になった



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

当社は、産業廃棄物処理業と一般廃棄物処理業の両方の許可を有しているが、一般家庭や事務所などから、植木鉢の土を処分して欲しいと依頼されることがあり、植木鉢の土は廃棄物処理法の廃棄物に該当するのか教えてほしい。廃棄物に該当するとすれば、一般廃棄物なのか、産業廃棄物に該当する場合は、種類は何になるのか。また、処分するにあたり留意すべき事項は何か。

(回答 1)

植木鉢の土は土であり、本県の場合、廃棄物処理法での廃棄物には該当させておりませんので、廃棄物処理法は、適用されません。従いまして、処理をするにあたり廃棄物処理法の許可は必要ありません。通常の商行為として、土の処分を行うことになります。くれぐれも、処理するにあたり、周辺環境に影響を与えないこと、苦情が出ないことなど、きちんと適正に処分してください。

(照会 2)

住んでいたアパートが火災に遭い、大家さんから燃えてしまった私物を撤去するよう要請された。どうしたらよいか。それなりの量があり、一人では対応できない誰にお願いしたらよいか。

(回答 2)

廃棄物を適正に処分するために「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」があり、廃棄物は事業活動に伴って発生したもので一部を産業廃棄物、それ以外は一般廃棄物に分かれており、産業廃棄物は排出事業者が、一般廃棄物は市町村が処理することになっております。従いまして、お尋ねの火災により発生した燃え殻は産業廃棄物には該当せず一般廃棄物になりますので、市町村の処理施設で処分することになります。また、片付けを依頼する相手ですが、市町村の清掃担当課に確認し、一般廃棄物の処理の許可業者を教えてください、その方にお願いすると思います。まれに市町村によっては委託で事業を実施し、許可業者がいない場合がありますがその場合は、あなた自身が立ち会って収集すれば、だれにお願いしても問題ないと思います。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。(8月10日現在、11件契約)

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

スキルアップを考えている方に必須の試験です

(公社) 全国産業資源循環連合会

産業廃棄物処理検定 (廃棄物処理法基礎)



こんな人のニーズにおすすめです

- 人事・管理部門
現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。
- 廃棄物処理担当
廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身に付いているかを確認したい方。

この検定に合格すると...

- 合格証明書カードが交付されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることの証明になります。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

【試験日時】 令和4年2月13日(日)10時～11時30分

受験料: 12,100円(税込)

【受付期間】 令和3年12月1日～令和4年1月13日 (ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります)

【申込方法】 専用ポータルサイトにて申込受付 詳細は連合会ホームページにてご案内いたします

【試験形態】 マークシート方式による筆記試験

【試験範囲】 廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>



全産連 検定

検索

【試験会場(予定)】全国13場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

開催場所(定員)
会場名

岩手県(50名)
アイーナ
いわて県民情報交流センター

栃木県(50名)
栃木県教育会館

東京都(90名)
TKP市ヶ谷
カンファレンスセンター

神奈川県(90名)
神奈川労働プラザ

新潟県(80名)
新潟県建設会館

石川県(30名)
石川県地場産業
振興センター

長野県(60名)
ホテル信濃路

愛知県(80名)
名古屋国際会議場

滋賀県(70名)
ピアザ淡海

大阪府(80名)
大阪私学会館

広島県(90名)
広島市文化交流会館

福岡県(50名)
福岡県中小企業
振興センター

熊本県(60名)
メルパルク熊本

共催:

一般社団法人岩手県産業資源循環協会
一般社団法人新潟県産業資源循環協会
一般社団法人愛知県産業資源循環協会
一般社団法人広島県産業資源循環協会

公益社団法人栃木県産業資源循環協会
一般社団法人石川県産業資源循環協会
一般社団法人滋賀県産業資源循環協会
公益社団法人福岡県産業資源循環協会

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
一般社団法人長野県産業資源循環協会
公益社団法人大阪府産業資源循環協会
一般社団法人熊本県産業資源循環協会

【お問合せ先】

公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820

<https://www.zensanpairen.or.jp>

●営業時間/月～金 9:00～17:00

●定休日/土日・祝日

2021.06

募 集

さんばい 助成

検 索

クリック！

サフライズ!さんばいフライズ

～令和4年度 産業廃棄物処理助成事業～

【助成事業とは・・・】

当財団では、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業者に対して、助成基金を設けて支援しています。

【助成事業の実施期間は原則1年以内】

助成事業の実施期間は、原則として令和4年4月から1年以内とします。ただし、事業の種類によっては、令和6年3月までの最長2年間の申請も可能です。

【年間助成額は最高500万円】

年間の助成金額は最高500万円です。なお、2年継続し助成事業を希望し選考に合格した事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

《応募手続き》

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

<https://www.sanpainet.or.jp/service02.php?id=25>

(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 応募締切日

令和3年9月30日（木） 消印有効

※ 応募前の事前相談を必ず行ってください。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈応募先・お問い合わせ先〉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号 ヒューリック虎ノ門ビル10階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部（担当：齋喜、長田）

TEL：03-4355-0155 FAX：03-4355-0156 URL：<http://www.sanpainet.or.jp>

E-mail：zaidan@sanpainet.or.jp

お気軽にお問い合わせください。

令和3(2021)年度 とちの環エコ製品

栃木県リサイクル製品認定制度



**募集
します**



■ 栃木県では、リサイクル製品の認定を通して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用促進及びリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成を促進するため、「栃木県リサイクル製品認定制度」を実施しています。

募集期間

令和3(2021)年7月20日(火)～10月6日(水)

申請書類

栃木県リサイクル製品認定申請書(正本1部・副本2部)

申請書提出先

○ 認定を受けようとする製品の製造事業場(複数ある場合は、主要な製造事業場。)の所在市町を担当する環境森林事務所等に提出してください。連絡先及び担当市町は以下のとおりです。

事務所名	住 所	電話番号	担当市町
県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9	0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-81-9002	宇都宮市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9	0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607	0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町

※ 申請の受付には1時間程度を要するため、事前に電話等で予約をお願いします。

■認定の対象となる製品（認定要件）

- 申請時において県内で販売されていること
- 主に県内の事業場で製造されていること
- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること
- 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること
- 栃木県リサイクル製品認定基準を満たしていること

1 安全性

- 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと
- 環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を満たしていること など

2 品質

- JIS又はJAS等、公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など

3 循環資源の利用割合に関する基準

- 公的機関等が定める基準を満たしていること
- 栃木県グリーン調達推進方針の判断基準を満たしていること など



■提出書類〔正本1部（資源循環推進課分）・副本2部（環境森林事務所等分・申請者控え）〕

- 栃木県リサイクル製品認定申請書
- 申請する製品（現品及び製品説明書等）及び製造加工フロー
- 認定要件に該当する製品であることを証する書類
- 会社案内、パンフレット など

※ 申請書類や添付資料は、フラットファイル、ステープラー等による綴込みは行わず、クリップ留めとしてください。

■認定期間

認定日から起算して5年が経過した日の属する年度の末日まで
（令和3（2021）年度に認定する製品は、令和9（2027）年3月31日まで）

■認定のメリット

- 県は、パンフレット等により、県民や事業者等に、認定製品の積極的なPRに努めます。
- 認定製品には「栃木県リサイクル製品認定マーク」を表示することができます。
- 県は、認定された製品について、品質、数量、価格等を考慮の上、積極的に使用するよう努めます。

○申請に当たっては、「栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱」を必ず御覧ください。

○実施要綱、申請書類等は県ホームページからダウンロードできます。

<ホームページ> <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/eco-seihin.html>

- 〔 ・ 申請等に関する問合せは、環境森林事務所等まで
- ・ その他の問合せは、環境森林部資源循環推進課（Tel.028-623-3228）まで 〕



令和3年度 第1回栃木県プラスチック資源循環推進協議会を開催しました。

本協議会は、栃木県プラスチック資源循環推進条例の規定に基づき、県がプラスチックごみに係る適正処理・有効利用促進による資源循環の推進に関する取組みを円滑かつ効果的に実施するための協議をすることを目的に設立され、昨年度から開催しております。

令和3（2021）年7月8日（木）にオンラインにより、令和3年度第1回栃木県プラスチック資源循環推進協議会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

今回は、昨年度実施した県の取組及び今年度の予定や、6月11日に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（いわゆる「プラ新法」）の概要説明の他、関係者間での連携した取組みや企業等におけるプラスチックの循環利用に関する2つの取組事例紹介を行いました。

1つ目は「『栃木からのボトル to ボトル リサイクル・パートナーシップ協定』の取組みについて」として、宇都宮市中岡本にあるサントリーモルティング(株)の金山典生社長から、栃木県庁の執務室から出るペットボトルを回収・処理した後、再びペットボトルとして製造・販売する取組み（ボトル to ボトル）の内容や、サントリーグループとしての取組みについて説明いただきました。

2つ目は栃木県生活協同組合連合会の取組みとして、連合会の竹内明子会長理事から、加盟団体のひとつであるとちぎコープでのリサイクル資源の回収状況や、組合員に対する環境学習活動の重要性、また、連合会全体としての2030年、2050年に向けた長期的な取組みについても説明をいただきました。

その他、プラスチックの循環利用について、活発な議論がなされました。

今後とも、協議会でいただいた意見等を踏まえ、プラスチック資源循環に関する取組みに生かしていく予定です。

（栃木県プラスチック資源循環推進協議会委員）

区 分	所 属 等
学識経験者（会長）	宇都宮大学学術院教授 山田 洋一
製造業等事業者関係団体	（一社）栃木県産業環境管理協会 会長 青木 宏仁
	栃木県プラスチック工業振興会 会長 白澤 正弘
消費者団体	栃木県生活協同組合連合会 会長理事 竹内 明子
処理業者関係団体	（公社）栃木県産業資源循環協会 会長 菊池 清二
行政	足利市生活環境部長 加藤 大介
	芳賀町住民生活部長 稲川 英明
	栃木県環境森林部長 鈴木 英樹

栃木県環境森林部資源循環推進課 企画推進担当 TEL.028-623-3228

イタリア大使館別荘記念公園ミニコンサート

癒しのクラシックミニコンサート（演奏内容はお楽しみ）

2021年 9/4・9/11 各土曜日
公演開始14:00～

*新型コロナウイルス感染拡大防止の為、各施設のコンサート中止を余儀なくされる場合がございます。



アートな別荘でのコンサートは都会と違い
雰囲気も音色も一味違って最高です。

*駐車場は御座いませんので、
歌ヶ浜駐車場をご利用下さい。



中禅寺湖畔ポートハウス ジャズミニコンサート

Free Swing・・・湖畔に響くジャズの音色

2021年 8/21・9/25（各土曜日）公
演開始14:00～

絶景の中禅寺湖を眺めなが
らのジャズを聴く・・・
最高！
いやあ絶景っ♪



英国大使館別荘記念公園ミニコンサート

中禅寺湖畔森林浴を楽しみながら最高ロケーションでのコンサートを楽しもう！！

2021年 8/28・9/18・9/23（各土曜日）
公演開始14:00～



自然の中を散策しながらでも聴こえる音色は街中とは全く
違った素晴らしい雰囲気です。湖畔の木々に反響した音色
は心休まり安らかに心を癒してくれます。

*駐車場は御座いませんので歌ヶ浜駐車場をご利用下さい



プロフェッショナル演奏者による
クラシックスタイルの演奏会

お申し込み・詳細はこちらから



電話（代表）
0288-55-0880



～栃木県立美術館からのお知らせ～



山中信夫 B & W コンタクト・プリント (9) 1973

Photographic Distance
Distance between World and Me measured by Blurred Pictures and Continuous Gradation

フォトグラフィック
ディスタンス
—— 不鮮明画像と連続階調にみる私と世界との距離 ——

開館時間 午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休館日 月曜日（8月9日は開館）8月10日（火）
観覧料 一般800（700）円／大高生500（400）円／中学生以下無料（内は20名以上の団体料金）
100th NIPPON FESTIVAL
beyond 2020

2021.7.17(土) - 9.5(日)

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

石原友明 Untitled 1985 賛美小舎上田コレクション





01



02



03



04



05



08



10



09



11

1970年代、油彩画よりも「カッコいい」という美的価値を付与されたのがシルクスクリーンなどによる写真製版版画でした。網点ドットによって疑似的階調を施されたハーフトーンは、低質の写真を拡大する方便のひとつでもありました。

しかし1980年代に写真ブローパーを凌駕する高度な技術に裏打ちされた写真アーティストたちが生み出す、巨大サイズでありながらも粒子のアレることのない高精細な写真プリントが出現すると、網点ドットによるハーフトーン画像は現代美術の表舞台から淘汰されていきました。

ところが20世紀末から今日にかけて高解像度の画像が世界にあふれ始めると、皮肉にもボケたりブレたりした不鮮明画像のもつ魅力が新たな美的価値として注目されるようになってきました。

本展は、現代美術から放逐されたかみえた写真製版などによる版画と、高精細の写真プリント、さらには写真のような絵画や版画など約90点による三様の多彩なマチエールを比較することによって、デジタル時代における不鮮明画像の新たな美的価値を確認するとともに、写真固有の連続階調の意義を再考するものです。

主 催：栃木県立美術館 後 援：朝日新聞宇都宮総局、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

Distance between World and Me measured by Blurred Pictures and Continuous Gradation

フォトグラフィック・ディスタンス



06



07

コレクション展Ⅱ 没後50年 豊道春海の書
7月17日(土)ー10月7日(木)
※9月6日(月)ー24日(金)は休館

〔宇都宮美術館のご案内〕
令和3年度 第2回・コレクション展
「コレクションの肉づけ」
6月10日(木)ー8月1日(日)
宇都宮市長岡町1077 TEL.028-643-0100



〔交通案内〕
○電車・バス
・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」で約15分
「校通十文字」バス停下車 徒歩5分
○自家用車
・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

－ 日光杉並木街道保護基金への寄附に対する感謝状贈呈式－

7月21日(水)、栃木県庁特別会議室において日光杉並木街道の保存を目的とした日光杉並木街道保護基金への寄附に対する「日光杉並木オーナー証書交付式及び感謝状贈呈式」が開催され、菊池会長が福田知事から感謝状を拝受いたしました。当協会は、基金設置目的の趣旨に賛同し、2010年度から毎年栃木県に10万円の寄附を行っており、これまでの総額は120万円となりました。



－ 組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、8月10日現在、正会員191社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

－ 編集後記－

東京オリンピックが無観客で開催され、金メダルラッシュに沸いております。柔道、女子ソフトボール、スケートボード、卓球混合ダブルス、水泳女子個人メドレー、フェンシング、男子体操、見ていだけで元気が湧いてきます。一方で、デルタ株のコロナウイルスが、猛威を振るっており、東京に続き、緊急事態宣言が神奈川県、千葉県、埼玉県をはじめ6都県府に拡大されました。

6月22日に協会から県に、コロナワクチン優先接種の要望書を提出しましたが、7月21日、建設業者や公共交通機関の従事者と合わせて、当協会も優先接種の対象に加えると連絡があり、協会の枠が確保されました。現在希望者に名簿の提出をお願いしているところであり、8月11日から28日まで「とちぎ健康の森」で希望者に接種します。第4波の大きな波がいつ収束するのか、新たな変異株が発生するのか、心配です。

－ 事務局だより－



☆ 7月13日(火)

(公社)全国産業資源循環連合会理事会がWeb会議において開催され、菊池会長が出席しました。

関東地域協議会建設廃棄物対策委員会及び実務担当者会議がWeb会議において開催され、加藤・熊本委員兼実務担当者が出席しました。

☆ 7月16日(金)

(公社)全国産業資源循環連合会全国正会員事務局責任者会議が、Web会議において開催され、湯澤常務理事が出席しました。

青年部事業である環境学習出前授業が、那須塩原市立共英小学校において開催され、五月女部長が参加しました。

☆ 7月19日(月)

関東地域協議会事務担当者会議が、Web会議において開催され、中指事務局長、藤平主査が出席しました。